

	契約係用
○	業者用

令和 8 年度

業 務 委 託 仕 様 書

名 称 輸送管理システム旧機器データ消去・
収集運搬業務特定随契の場合
その業者名 _____

要求課 _____ 事業管理部営業課

(外線211－1670)
担当者 藤森 真涼 (内線2115) _____

仕 様 書

1. 業務名

輸送管理システム旧機器データ消去・収集運搬業務

2. 履行期限

契約締結日から令和8年9月30日まで

3. 業務内容

札幌市交通局事業管理部営業課(以下「当課」という。)において生じた廃棄対象の機器から内蔵されている記憶媒体を取外し、物理的破壊もしくは磁気破壊によりデータを完全に消去し、復元が不可能な状態にする。

また、破壊した記憶媒体とその周辺機器及びその他廃棄物を産業廃棄物として収集し、別途契約予定の以下の処理施設へ運搬する。

(1) 指定事項

- 1 本委託の履行により知り得た情報については、第三者に漏らし、又は不当に利用してはならない。
- 2 本委託を契約業者以外の業者へ再委託することを禁止する。
- 3 本契約業者は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001:2022相当)を認証取得していること。
- 4 データ消去の実施は、産業廃棄物の搬出前に委託者の事業所内において、当課職員立ち合いのもと記憶媒体の物理的破壊もしくは磁氣的破壊を行うこと。
- 5 HDD、SSD、フラッシュメモリ等を以下の仕様を満たす物理破壊装置を使用して、物理破壊データ消去を実施すること。
ア) SSDのフラッシュメモリ全てのチップを破壊可能な物理破壊装置であること。
イ) 基盤のみの変形ではなく、記録素子の読取りが不可能な状態まで破壊できること。
ウ) SSD専用のアダプタを使用し、媒体サイズに応じた固定治具を備えること。
エ) ハードディスクについて、プラッタ部を4カ所以上加圧し、プラッタを完全に湾曲できる装置を使用すること。
- 6 LTO、CMT等の磁気記録メディアを以下の仕様を満たす磁気破壊装置を使用して、磁気破壊消去を実施すること。
ア) 磁気破壊装置は、10,000Oe以上の磁気発生機能を有していること。
イ) 磁気表示機能を持つこと(磁気データ消去毎に、10,000Oe以上の磁気発生が確認できること。)
- 7 業務に必要な用具等は受託者の負担とし、作業場所まで持ち運ぶこと。
- 8 受託者は「輸送管理システム旧機器処分業務(仮称)」の受託者(以下「処分業者」という。)と連絡調整し、収集した産業廃棄物を適正に処理施設へ運搬し、処分業者へ引き渡すこと。
- 9 一次マニフェスト完了後、マニフェスト一式を処分業者へ引き渡すこと。

(2) 提出書類

- 1 データ消去作業報告書
- 2 業務完了届
- 3 従事者名簿
- 4 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001:2022相当)の登録証(写)
- 5 使用する磁気破壊装置、物理破壊装置のカタログ等、仕様が確認できる書類
- 6 データ消去証明書(記憶媒体のメーカー、型式、製造番号、消去方法、種別が記載されている書類)

(3) 産業廃棄物の種類及び数量

- 1 データ消去
HDD(ラック型サーバ内):29台、HDD(タワー型サーバ内):2台、HDD(高速プリンタ内):2台、
HDD(ストレージ内):80台、外付HDD:3台、HDD(取り外し済み):1台、
HDD(デスクトップPC内):3台、LTO:30巻、CMT:36巻、フロッピーディスク:1枚、MO:4枚、
DAT:1巻、ルータ:1台

2 収集運搬

サーバ(ラック型):7台、サーバ(タワー型):1台、ストレージ(本体+拡張):2台、UPS(2U):10台、FW(内蔵ストレージなし):2台、プリンター(中型):3台、整時装置(内蔵ストレージなし):1台、高速プリンター(高重量):1台、高速プリンターフィニッシャー:1台、高速プリンタースタッカー(5000枚):1台、L2・L3スイッチ:10台、LTO:30巻、CMT:36巻、DAT:1巻、ルータ:1台、LTOユニット:2台、ラックコンソール:2台、サーバラック(大型):2台、デスクトップPC:3台、液晶ディスプレイ:2台、キーボード:4台、フロッピーディスク:1枚、MO:4枚、外付HDD:3台、HDD(取り外し済み):1台

(4) 作業場所及び収集場所

札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 6階

札幌市交通局事業管理部 営業課 指定場所

(5) 処理施設所在地

小樽市稲穂5丁目19番3号

極東産業交易株式会社

(6) 履行確認のための提出書類

- 1 本業務(収集運搬業務)の受託者と処分業者が異なるため、処分業者の二次マニフェスト完了後のマニフェストを受託者が取りまとめ、本市業務担当者へ提出すること。
- 2 受託者は、①の完了後、速やかに本市所定の完了届を提出すること。

4. 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、職員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに本市業務担当者へ報告すること。

5. 環境負荷の軽減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 当業務で使用する車両は極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (2) 作業に従事する者は、環境に負荷の少ない運転に努めること
 - 1 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - 2 適切な空気圧、経済速度で走行すること。
 - 3 不用な荷物道具類を積まないこと。
- (3) 作業に従事する者は、アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - 1 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - 2 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - 3 必要以上に暖機運転のアイドリングをしないこと。

6. その他

- (1) 本契約の履行に当たっては、事前に担当者と打ち合わせの上、来庁者や職員の業務に支障をきたさぬように行うこと。
- (2) 業務履行に際して、関係法令を遵守のうえ、適正に行うこと。
- (3) 業務を行う際には、施設及び物品等に損傷を与えないよう留意し、万一事故が発生した場合、受託者の責任において修理すること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項等が発生した場合は、当課と協議のうえ行うこと。

7. 担当者

札幌市中央区大通西2丁目9 3階

札幌市交通局事業管理部営業課 担当:藤森 TEL:011-211-1670